

# 都市における歴史的風致の維持・再生に 関する新たな制度について

# 都市における歴史的風致の維持再生の必要性

わが国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生活がこれらの資産等と共に営まれることにより、**わが国固有の歴史的な風情や情緒**が継承されている地域が多く存在。



このような地域では、**歴史的風致の存在自体が地域の活力の源泉**となっている。

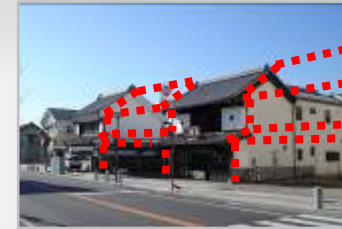
**歴史的風致とは**、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡、その他遺跡等とその周辺の地域において、住民等による地域の歴史・文化を反映した伝統的な活動が行われ、良好な環境を形成している状況

《近年、歴史的風致を著しく損なう事例が多く発生》



《国・地域に取り返しのつかない重大な損失》

- ・世界に誇るわが国固有の伝統的文化の喪失
- ・郷土意識や地域の活力の低下



旧宿場町の一部が滅失し、街並みの連続性が失われた例

**歴史的風致を、国・地域共通の貴重な財産として、積極的に維持・再生していくことが必要**

○社会資本整備審議会古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告(平成18年6月)(抜粋)

「国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土については、国として保存・継承する方策を検討すべき」

○文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書(平成19年10月)(抜粋)

「地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組みを国が支援する具体的な仕組みが必要である。」

《 新たな制度により地域の総合的な取組みを支援 》

- ①都市行政と文化財行政の連携強化 ②国と地方の協力 ③市町村による一元的な施策の実施

**わが国固有の文化力の向上**

**国民の誇りと郷土意識の醸成**

**歴史的風致を活かした地域の活性化**

# 都市における歴史的風致の維持再生を推進する新制度

(法制度のスキーム)

国(国土交通省・文化庁)が歴史的風致を維持・再生すべき市町村を選定

[選定の流れ]

○わが国を代表する次世代に継承されるべき歴史的風致に関する基本方針を国が策定

○市町村が、基本方針に沿って、各地域の特性に則した歴史的風致を創造することを目的とした歴史的風致維持再生計画の申請を行い、国が計画を認定

市町村の計画の内容

- 歴史的風致の維持再生についての基本的な方針
- 歴史的風致の維持再生を特に推進すべき区域
- 歴史的風致を維持再生するための具体的施策

歴史的風致を保全し、積極的に維持再生するための総合的な取り組み

《規制誘導の施策の総合的な実施》

- ・古都保存法に基づく古都における歴史的風土の現状保存
- ・文化財保護法に基づく国宝、重要文化財等の指定による文化財の保護
- ・都市計画の指定や景観法に基づく規制による良好な街並みを確保

+

《新たな予算・税制、法制度による支援策の創設》  
(予算制度の拡充)

- 歴史的環境形成総合支援事業の新設
  - ・城郭、町屋、旧宅等の復原整備による歴史的風致の形成
  - ・無電柱化や景観上支障のある建造物の除却
  - ・伝統行事の活性化などソフト事業への助成
- まちづくり交付金・都市公園事業等の拡充
  - ・古都及び緑地保全事業等をまちづくり交付金の基幹事業に追加
  - ・城郭、古墳、旧宅等の復原を都市公園事業の補助対象に追加

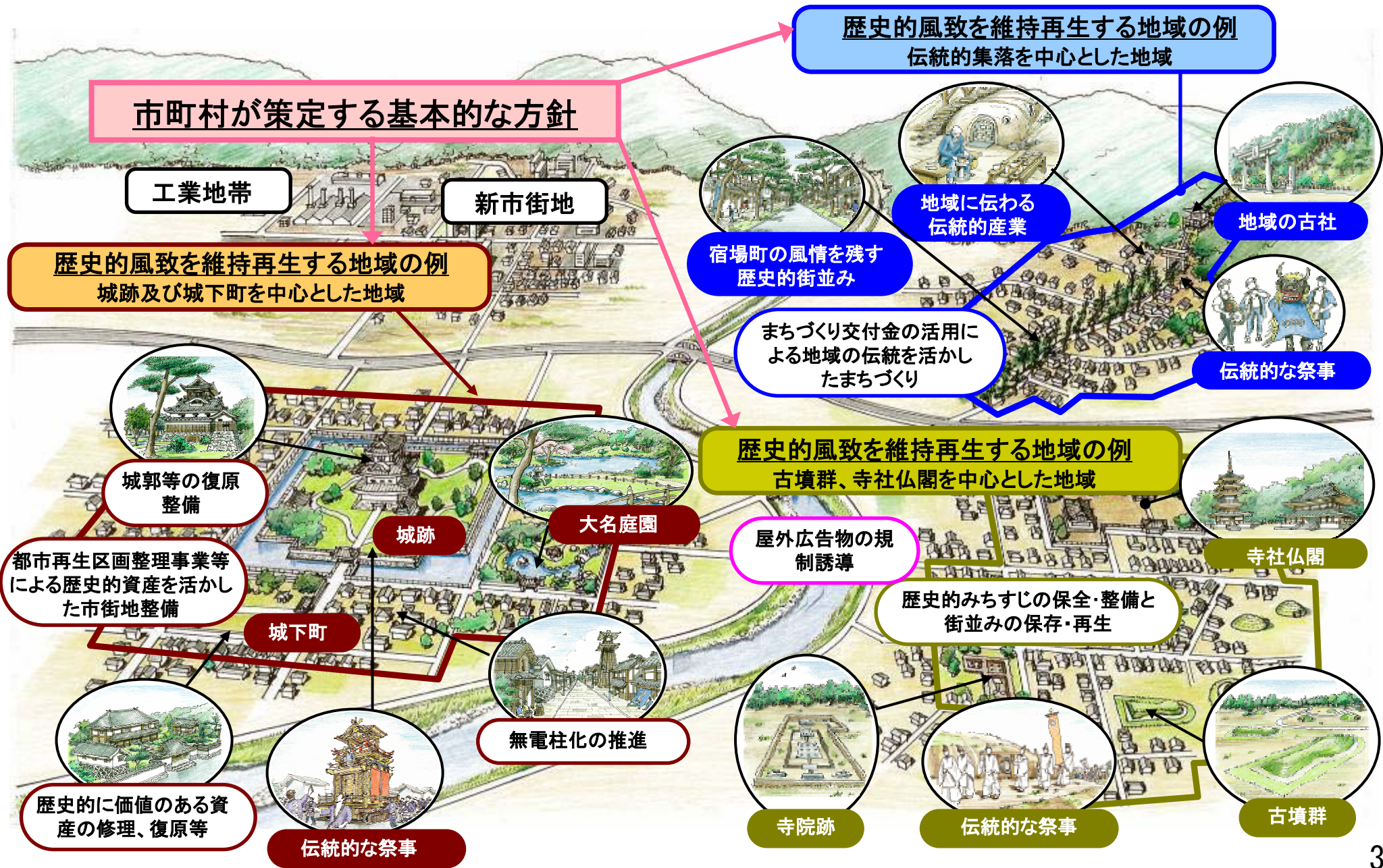
(税制の特例)

- 歴史的風致の維持再生に資する公共・公用施設整備等のために土地を地方公共団体等に譲渡する際の所得税等の減税措置の新設

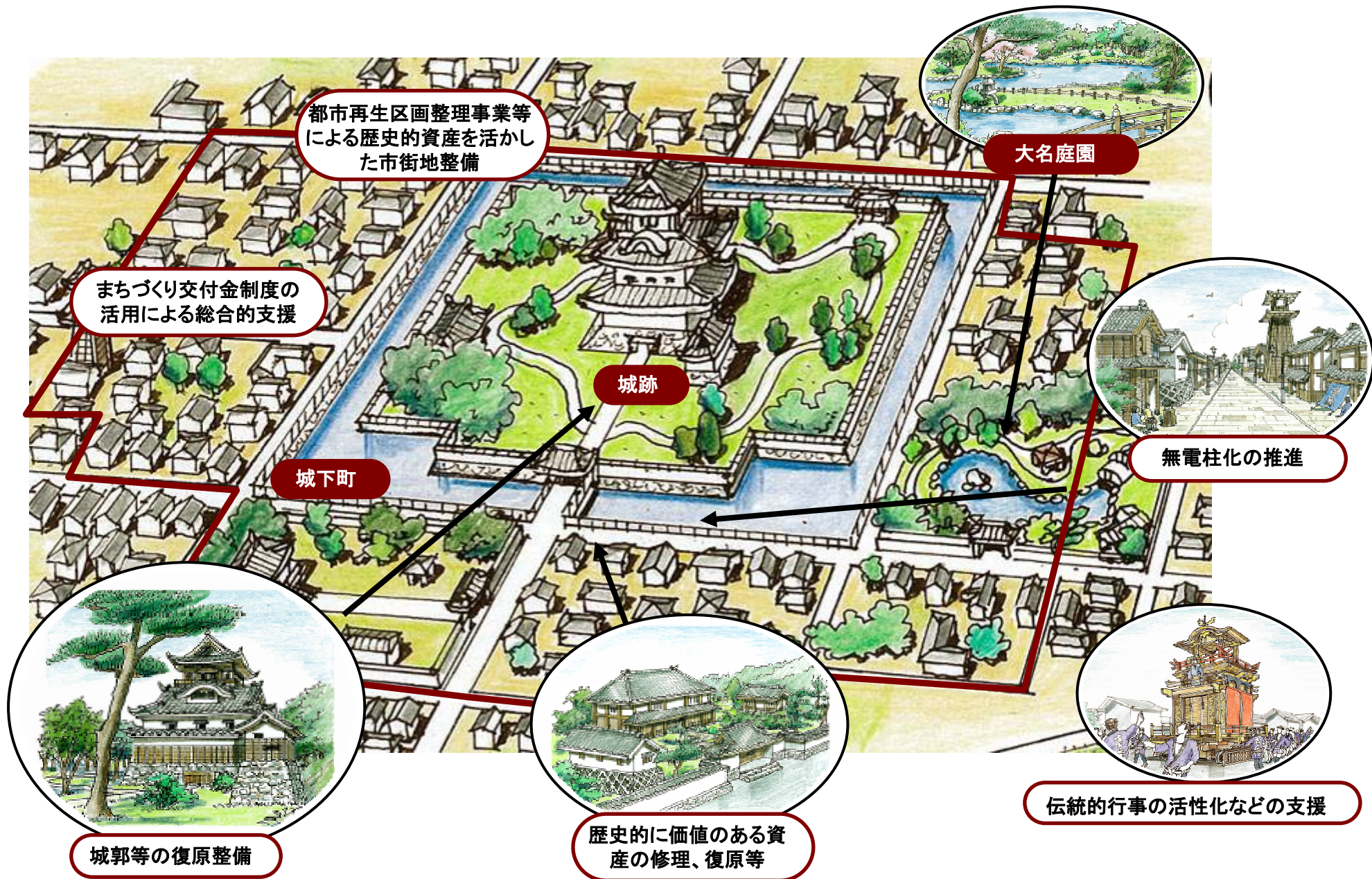
(規制の特例)

- 地区計画制度を用いて、用途制限を緩和し、歴史的建築物の利活用を促進することによる地域の再生
- 市町村による屋外広告物行政の一元的実施

# 歴史的風致の維持再生によるまちづくりイメージ



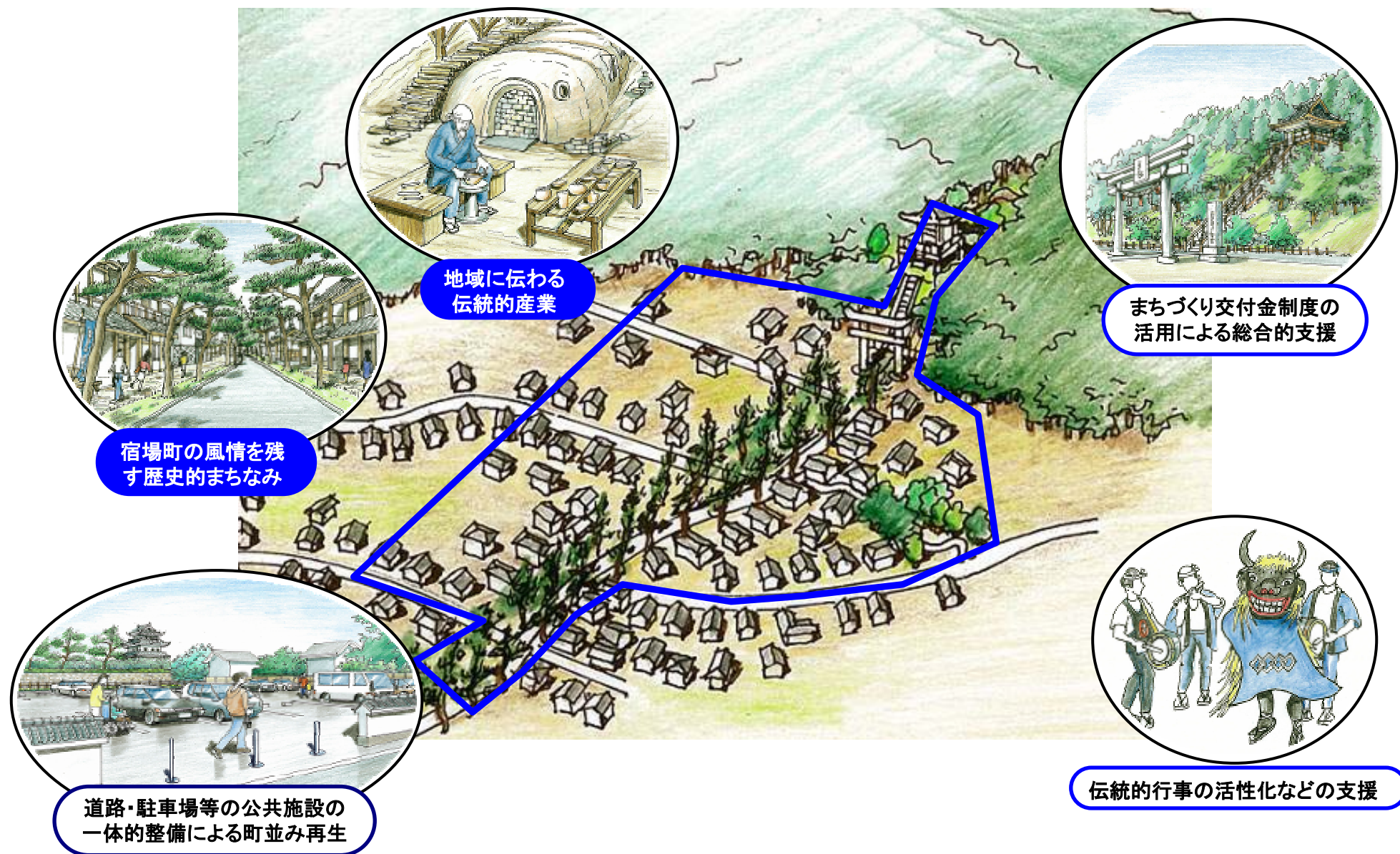
# 歴史的風致を維持再生する地域の例(城跡及び城下町を中心とした地域)



# 歴史的風致を維持再生する地域の例(古墳群、寺社仏閣を中心とした地域)



# 歴史的風致を維持再生する地域の例（伝統的集落を中心とした地域）



# 歴史的風致について

「歴史的風致」とは、

我が国にとって歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、

➤「歴史上価値の高い建造物」・・・文化財またはそれに準ずる建築物、遺跡、庭園等

これらにおいて行われる地域の歴史又は文化を反映した伝統的な活動と一体となって

➤「伝統的な活動」・・・住民その他の関係者によって行われる伝統的な技術及び技法を用いた工芸品の製造及び販売、伝統芸能、伝統行事

良好な市街地の環境を形成している状態。

「風致」・・・「おもむき、あじわい、風趣」(広辞苑)



## (参考)

「都市の風致」・・・都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえる。従って、本制度(風致地区制度)の対象となる地区は、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。  
(都市計画運用指針)

「伝統的建造物群」・・・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(文化財保護法第2条第1項第6号)  
伝統的建造物群保存地区・・・「伝統的な町並みの景観を保存すると同時に、今の時代に力強く生きる“現役”の生活の舞台として整備し、次代に伝えていこうとする活動を、国が後押しする制度です。」(文化庁パンフレットより)

「歴史的風土」・・・わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況  
(古都保存法第2条第2項)

「文化的景観」・・・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの  
(文化財保護法第2条第1項第5号)

# 犬山市における歴史的風致のイメージ

## 犬山の歴史



## 城下の歴史的街並み



## 国宝犬山城と犬山祭



「我が国にとって歴史上価値の高い建造物」・・・犬山城天守閣は戦国時代の1537年に築城され、現存する我が国最古のもの

「その周辺の市街地」・・・犬山城のある城山の南斜面より広がる城下町一帯は、太平洋戦争の戦火を免れ、町割りなどに往時の面影が色濃く残る

「地域の歴史的又は文化を反映した伝統的な活動」・・・約370年の歴史をもつ犬山祭が毎年4月に開催され、満開の桜の下を13両の車山(やま)が練り歩く

## 国が重点的に支援する地区が具備すべき要件

- 国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等、歴史上価値の高い国指定文化財を中心として、歴史的風致を有する相当程度の広がりを持つ区域があること。
- 伝統行事、伝統的工芸、伝統芸能等、地域の歴史や文化を反映した伝統的な活動が行われ、文化財等の建造物と一体となって、わが国を代表する希少性のある歴史的風致を有すること。
- 歴史的風致を維持再生するための措置を講じなければ、消失するおそれがあること。
- 歴史的風致の維持再生に資する土地利用規制や修復・復原事業等の措置が既に行われている、又は、行われることが確実であること。